平成２４年（フ）第２２９１号
札幌市東区北16条東17丁目２番15―103号
債務者　和泉　哲也
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０６号
福井県坂井市丸岡町猪爪２丁目609番地
債務者　中村　幸代
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
長野県松本市平田東３丁目10番14号
債務者　渡部　　守
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　征矢　芳友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７５号
三重県松阪市宮町319―８　京町改良住宅Ｄ301号室、住民票上の住所三重県松阪市京町一区19番地４
債務者　金本　隆志
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７１８号
埼玉県春日部市栄町１丁目71番地１　グランドメゾンかすかべＡ―202
債務者　中村　昭彦
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７２７号
横浜市港南区港南台６丁目１番16―305号
債務者　須々木征勝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２８号
横浜市港南区港南台６丁目１番16―305号
債務者　須々木和子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４０号
横浜市神奈川区子安通１丁目201番地
債務者　加賀妻顯一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０１号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5239番地２外サンコーポラス国富１―408
債務者　中森　榮二
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０２号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4832番地３
債務者　中森ひろみ
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８４号
北海道帯広市東７条南13丁目25番地１　コーポマルセン１―Ａ号室
債務者　大滝　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２４９９号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目11番10号
債務者　清野　　孝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７８号
神奈川県綾瀬市小園1313番地５　プレステージ赤坂203古橋成之方、住民票上の住所神奈川県厚木市妻田西３丁目22番33号
債務者　吉村　都美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７６号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地　伊勢佐木町ダイカンプラザシティ907号室
債務者　松本　良一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４０号
東京都八王子市追分町７番11―505号
債務者　瀧川　正道
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４７号
東京都八王子市南大沢３丁目15番地２―107
債務者　白石　裕紀
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４８号
東京都八王子市南大沢３丁目15番地２―107
債務者　白石　千秋
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部